

令和2年度議会モニターについて

令和2年度 議会モニター運営の基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から例年同様の「会議」の運営は困難
→ 当面「集まらない方法」でスタートする
- 任期は1年任期(7～6月)として行う(議会モニター設置要綱第8条)
- 7月に「資料(モニターの役割等)」+「委嘱状」 他を個別に手渡す
→ 対応:議員個々に(例:正副議長・議運委員長 等)
- 当面は、「会議出席」以外の役割(議会モニター設置要綱第10条)を中心に担っていただく。
- モニター会議の開催は状況が整った段階で判断する

[議論のポイント]

- モニター制度の役割等の理解・目線をどのように「浸透」「揃えて」いくか?
- 「集まる会議」開催の「状況」の定義は?
- 「集まらない会議」開催の選択・検討は?(例:オンライン会議の開催)

資料4参考:

- ①段階的緩和の目安～移行期間における都道府県の対応について－内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡 令和2年5月25日)
- ②新しい生活様式(芽室町版)
- ③新北海道スタイル

年間スケジュール概要（素案）

日 程	内 容	備 考
7月中	令和2年度議会モニター 委嘱通知（正副議長 他）	モニターの役割の説明資料 委嘱状・コメント要用紙 提出物（連絡先等）
8月 ～ 6月30日	議会だより・ホームページ等のモニター	7～6月
	議会ホームページのモニター	7～6月
	委員会の傍聴	通知・案内
	定例会議の傍聴 ★指定定例会議（例：9月）を傍聴 （ネット含む）し、意見を寄せてい ただく 等	通知・案内
	議会活性化計画または議会白書を 送付し意見聴取（コメント寄稿）	
	議会研修会の傍聴（自由参加）	通知・案内
	議会フォーラム・意見交換会・報告 会などの参加	
	モニターアンケートへの回答	
	議会だよりへの掲載	
	令和3年度モニター募集	
	第1回モニター会議 （10～11月）	★指定定例会議を傍聴しての コメント等を題材として → 議会・議員との意見交換
第2回モニター会議 （6月）	議会・議員との意見交換	

(令和元年度第1回会議資料抜粋)

町議会モニターとは？

1 議会モニターって何？（目的）

芽室町議会基本条例第24条第5項の規定に基づき設置するもので、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的としています。

2 誰でもなれるの？（要件）

議会モニター数は20人以内で、次の3点を要件としています。

- (1) 年齢満18歳以上の町民とします。芽室町職員、議員または各種行政委員はなれません。
- (2) 町議会のしくみや運営に関心がある方。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心がある方。

3 何をするの？（具体的な内容）

- (1) 年1回以上、議会や常任委員会の傍聴またはインターネット中継・録画を視聴の上、感想・意見・提案を寄せていただきます（様式は用意しますが、問いません）。
- (2) 「芽室町議会だより」「芽室町議会ホームページ」「議会SNS（フェイスブック等）」などに関する感想・意見・提案を寄せていただきます
- (3) 年3回開催予定のモニター会議に出席いただきます。
 - ①委嘱状交付式：8月6日
 - ②前期モニター会議：10月ごろに1回
 - ③後期モニター会議：6月に1回→モニター会議の進め方は、4ページに掲載
- (4) 議会改革・活性化及び町政（政策）に意見・提言を寄せていただきます。
- (5) 議会報告と町民との意見交換会、議員研修会などに参加の上、その運営方法などに意見をいただきます。

4 任期は？ 報酬は？

1年ですが再任をしていただく場合もあります。年度末に記念品を贈呈いたします。

5 傍聴や会議の際に事故があった場合は？

町民災害補償の対象となります。遭遇された場合は事務局に御相談ください。

令和元年度 議会モニターの年間業務

- (1) 会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

★議会（委員会）を年1回以上、傍聴またはインターネット中継・録画を視聴の上、感想・意見・提言を寄せていただきます。

- (2) 「芽室町議会だより」「芽室町議会ホームページ」「議会SNS（フェイスブック等）」などに関する感想・意見・提言を文書により提出すること。

★年3回開催するモニター会議への出席（8月6日説明会 / 前期：10月頃に1回 / 後期：6月に1回を予定）に出席いただき、テーマに沿って、意見を交わす他、議会運営、議会だより・ホームページ・SNS（フェイスブック等）などへのご意見・提言などを寄せていただきます。

- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

★議会改革・活性化策などに意見・提案を寄せていただきます。
★議会報告会及び意見交換会に出席の上、意見や提案をいただきます。
★議会に対し、政策提言などを寄せていただきます。

- (4) 町議会議員と1年に3回以上、意見交換を行うこと。

★(2)のとおり、概ね8月・10月・6月の年3回の予定で、会議に出席のうえ、意見交換いただきます。

- (5) その他議長が必要と認めたこと。

★議長から上記以外の件で、御意見をお聞かせ願うこともあります。

年間スケジュール概要（案）

日 程	内 容	備 考
8月6日	第1回モニター会議 委嘱（議長）	モニター説明会 テーマに沿った意見抽出
8月6日 ～ 6月30日	議会だより・ホームページ等の モニター	7～6月
	議会ホームページのモニター	7～6月
	委員会の傍聴	通知・案内
	定例会議の傍聴	通知・案内
	議会活性化計画の意見聴取	
	議会研修会の傍聴（自由参加）	通知・案内
	議会フォーラム・意見交換会・ 報告会などの参加	
	アンケートへの回答	
	議会だよりへの掲載	
	令和2年度モニター募集	
	第2回モニター会議（10月）	議会・議員との意見交換
	第3回モニター会議（6月）	議会・議員との意見交換

議会モニター会議の予定

■ 1回目の会議

- ・班ごとにテーマにそってそれぞれ自分の考えや思いを自由に書き出す。
- ・模造紙にカテゴリごとに貼る。
- ・全体を合わせて、全員でカテゴリを共有する。

■ 2回目の会議

- ・興味があるカテゴリのグループに入る。
- ・第1回会議で出された意見をもとに、議員と意見交換
（次回までに、議会の常任委員会でも出された意見から課題を整理。委員
会として調査・研究すべきものは行い、課題に関する結果をまとめる。）

■ 3回目の会議

- ・課題に関する調査結果の報告。
- ・モニター会議（制度・まちづくり全般など）の振り返りの意見交換。

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認められた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。